

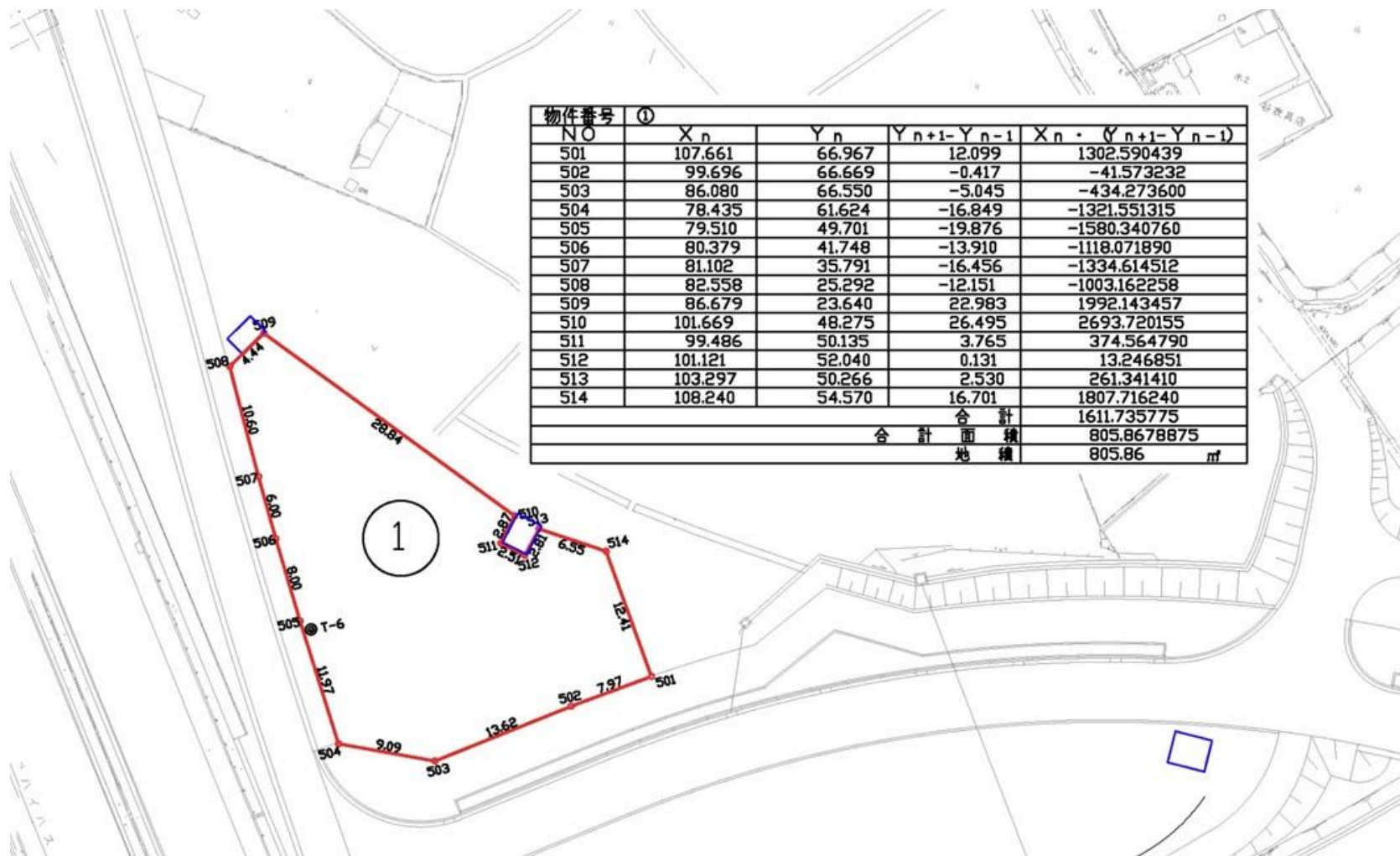
物 件 明 細

物件番号		所在地 (路線表示)		加古川市加古川町美乃利字金塚258-1外 (県道加古川小野線)		交通 機関	JR加古川駅 西約2km	最低 占用料 (年額)	622,230円／年	認定 期間	20年 以内
①											
土地の概要						特記事項					
面積		占用許可対象面積 806㎡				1 国道2号加古川バイパスとのジャンクション部高架下であるため、緊急時に迅速な対応が可能な自社用平面駐車場の利用に限定します。(第三者への賃貸を目的とする駐車場〔月極・コインパーキング等〕は認められません。)					
接面道路 の状況		東側出入口 : 市道 幅員(歩道有)約11m 舗装有・高低差無 北行一方通行									
		2 事務所、店舗等建築物の設置はできません。 可燃性若しくは爆発性物件の保管又は設置はできません。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物その他の悪臭、騒音等を発する物件の保管又は設置はできません。 3 認定する入札占有計画に記載された期間中、占有を認めます。但し、5年毎に更新の手続が必要となり、更新にあたっては事業継続の意思確認を行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。 4 アスファルト舗装やネットフェンスその他の道路の施設又は工作物の設置、撤去、形状変更等については、加古川土木事務所と協議して許可を受けてください。なお、道路構造物に負荷が加わる形態や道路の維持管理に支障が生じる形態での設置等はできません。また、設置等に要する費用はすべて占有者の負担となります。 車両等の出入については、既存の出入口を利用してください。 車両等の衝突により橋脚に損傷が生じないよう、適切な場所に保護柵(バリカー等)を設置するなど橋脚の防護策をとってください。 対象地に照明はありません。 5 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関との調整は、すべて占有者において行ってください。 6 対象地外の道路敷地(橋脚、管理フェンスの周辺など)について、対象地と併せて良好な管理を行ってください。 7 橋りょう及び高架下内の工事・点検等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をお願いする場合があります。									
法令に 基づく 制限	都市 計画法	市街化調整区域内									
		用途地域	無指定地域								
		地域地区	—								
		建ぺい率	60%	容積率	200%						
	その他の 法令等	道路法 建築基準法 消防法									
その他条件											
供給 処理 施設の 状況	区分	配管等の状況	照会先及び電話番号								
	水道	なし	加古川市上下水道事業管理者 079-421-2000								
	電気	なし	関電サービス(株)加古川営業所 079-424-6016								
	ガス	なし	大阪ガス(株)導管事業部 079-284-4316								
	公共下水道	なし	加古川市上下水道事業管理者 079-421-2000								

(1)位置図(物件番号:①)



(2) 平面図・求積表(物件番号:①)



(3)現地写真(物件番号:①)

